

長野県立武道館の運営にあたっての新型コロナウイルス感染症拡大予防のための 基本的事項

令和3年1月25日 更新
長野県立武道館施設管理者

施設を運営するにあたり、換気等適切な屋内環境の保持、器具、設備、共用部分の消毒など、感染防止対策の徹底を図ります。

施設を利用される皆様においても、受付時の検温・体調チェックへのご協力およびマスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、施設内での身体的距離の確保、各競技団体の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底したうえでのご利用をお願いいたします。

① 施設管理者が利用者のみなさま(大会行事主催者、参加者も含む)に求める感染拡大防止のための事項

1. 個人利用者には下記項目について記載した利用受付票の記入をお願いいたします
2. 団体利用者には参加者全員に対し下記項目について確認し、取りまとめて保管していただきます
 - 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)
 - 利用当日の体温 (37.5度以上の場合は利用を見合わせる)
 - 利用前2週間から当日までにおける以下事項に当てはまる方は利用を控える
 - 平熱を超える発熱がある
 - 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状がある
 - だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)がある
 - 嗅覚や味覚の異常がある
 - 体が重く感じる、疲れやすく感じる
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある
3. マスクを着用すること(持参していない方に対しては大会イベント主催者側で配布・販売を行うこと)
4. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
5. 他の利用者との距離(できるだけ2m以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
6. 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

7. 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
8. あらゆる場面において、密接、密集、密閉を避ける対策を講じること
特に大会・イベントの前後や休憩時間等に選手等と観客が接触しないよう動線を制限するなどの策を講じること
また、入退場時の密集回避のため、時間差による入退場等を行うこと
昼食などの際は可能な限り、少人数ごと対面を避け、食べるときのみマスクを外し、会話の時はマスクを着用すること
9. 武道団体の利用に際しては、各武道団体が示す指導基準、衛生基準、ガイドライン等に沿った活動とすること
10. 大会・イベントの開催を申し込む場合は、主催者に対し事前に感染リスクへの対応状況を確認した上で利用を許可いたします
11. また、全国的な移動を伴う大会・イベント又は、参加者が1,000人を超える規模の大会・イベントについては、その開催要件等について、施設管理者を通じて長野県に事前相談を必要とします
12. 参加者に対し、接触確認アプリ（『COCOA』等）のインストールを呼びかけること

② 施設利用者のひとりひとりが運動・スポーツを行なう際の留意点

1. 運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人との十分な距離(2mが適当)を確保すること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
2. 風邪の症状がある場合、体調がすぐれない場合は、無理をせず施設利用を中止すること
3. 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層の距離を空けること。走る・歩く運動においては、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置取るなど前の人の呼気の影響を避けるよう工夫する
4. タオルや、飲料の容器、食事の際の食器等の共用はしないこと
5. 指定場所以外での飲食は行わず、周囲の人となるべく距離を取って、対面を避け、会話はひかえめにすること
6. 運動・スポーツ中のマスク着用は利用者本人、または大会・イベントの主催者の判断によるものとする(運動強度が高いとされる運動・スポーツについては、マスクを着用することにより、十分な呼吸ができずに人体に悪影響を及ぼす可能性があるため)
ただし、受付時や着替え時、ミーティング等のスポーツを行っていない際や、特に会話をする際には必ずマスクを着用すること
7. その他感染防止のために施設管理者が定めた措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

8. 施設の利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者へ速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

③ 12 月以降のイベント・大会開催の目安について

開催における制限については、当面令和 3 年 2 月末まで基本的に下記の通知の内容に沿うものとします。下記リンクより内容をご確認ください。

特に収容人員の目安については、感染リスクを軽減するための措置について十分に担保されつつ、感染防止対策が徹底されていることなどの条件を満たしているかが判断材料となります。

感染防止対策等が徹底されていない、または徹底が困難である場合は、これまでどおり従来の目安(収容率要件 50%)を原則として対応します。

- ▼『長野県新型コロナウイルス感染症対応方針(1 月 8 日～2 月 7 日)』(令和 3 年 1 月 8 日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/documents/0108taiohoshin.pdf>

- ▼『来年2月までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について』(令和 2 年 11 月 12 日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

④ 武道館施設管理者が行う感染防止対策

1. 施設職員の感染リスク軽減措置

- 出勤前の検温及び体調確認チェック表による体調確認の実施し、万一異常(37.5 度以上の発熱等)が見られる場合には、出勤を停止します
- こまめな手洗い、手指の消毒を行います
- マスクを常時着用いたします
- 受付窓口へ飛沫防御シートを設置いたします
- 会計時の金銭等の直接手渡しを控えさせていただきます
- 職員の家族等、近親者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、出勤を停止し、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、他の職員との接触について正確な実態把握を行います

2. 施設内の感染リスク軽減措置

- 手指消毒用アルコールを設置しております
- 不特定多数が触れる箇所、器具等の除菌作業および巡回清掃の強化します
- トイレのハンドドライヤーは使用停止します
- 窓開放および空調機運転による換気の徹底を図ります
- お客様同士の密集・密接を避けるため、利用人数の制限を行わせていただくことがあります
- お客様同士の距離を確保するため更衣室ロッカーの間引きを行なっております

⑤ 施設から感染者(陽性判明)が発生した場合の対応

1. 直ちに自治体、保健所へ報告を行ない、指示に従い対応するとともに、速やかに周知を図ります
2. 濃厚接触したと考えられる範囲や人数等の確認のための情報収集を行います

以上